

## 令和5年度 地方消費税交付金（社会保障財源分）の充当経費

令和元年10月1日より、消費税率が8%から10%へ引上げられ、引上げ分の地方消費税収（地方消費税交付金を含む。）については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」と地方税法に明記されています。

このことより、令和5年度野迫川村当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源分）の充当経費について、下記のとおり明示します。

### 《歳入》

地方消費税交付金（社会保障財源分） 5,795千円

### 《歳出》

地方消費税交付金（社会保障財源分）充当対象事業費 18,712千円

令和5年度当初予算における充当経費は下表のとおりです。

### 【地方消費税交付金(社会保障財源分)充当対象事業一覧】 (単位:千円)

事業名		事業費	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	老人福祉一般事業	5,385	0	96	0	3,128	2,144	17
	心身障害者医療等支援事業	6,967	1,920	1,441	0	0	1,565	2,041
	児童・生徒医療費給付事業	976	0	404	0	0	290	282
保健衛生	予防接種事業	886	25	0	0	0	521	340
	成人保健事業	4,498	0	0	2,500	0	1,275	723
合計		18,712	1,945	1,941	2,500	3,128	5,795	3,403